

付議案第 1 号

教育委員会関係の手續等に係る福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
施行規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和 6 年 1 月 16 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、令和 3 年 6 月議会にて制定された「福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」の一部改正に伴い、「教育委員会関係の手續等に係る福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」についても一部改正するため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

教育委員会関係の手續等に係る福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

教育委員会関係の手續等に係る福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和 5 年福岡市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項及び第 3 項中「第 6 条」を「第 8 条」に改める。

第 16 条を第 17 条とする。

第 15 条中「第 8 条」を「第 10 条」に改め、同条を第 16 条とする。

第 14 条中「第 7 条第 1 号」を「第 9 条第 1 号」に改め、同条を第 15 条とする。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（掲示又は公示通知に係る自動公衆送信による公衆の閲覧）

第 14 条 教育委員会等は、条例第 7 条又は第 8 条第 1 項の規定に基づき、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するときは、福岡市ホームページへの掲載その

他の適切な方法により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<p>(適用除外)</p> <p><u>第14条</u> <u>条例第7条第1号</u>に規定する規則等で定めるものは、次に掲げる手続等とする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(添付書面等の省略)</p> <p><u>第15条</u> <u>条例第8条</u>に規定する規則等で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条に規定するもののほか、教育委員会等が別に定めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p>	<p><u>1項の規定に基づき、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するとき</u>は、<u>福岡市ホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。</u></p> <p>(適用除外)</p> <p><u>第15条</u> <u>条例第9条第1号</u>に規定する規則等で定めるものは、次に掲げる手続等とする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(添付書面等の省略)</p> <p><u>第16条</u> <u>条例第10条</u>に規定する規則等で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条に規定するもののほか、教育委員会等が別に定めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p>	<p>第14条追加に伴う条ずれ及び条例改正に伴う改正</p> <p>第14条追加に伴う条ずれ及び条例改正に伴う改正</p> <p>第14条追加に伴う条ずれ</p>
--	---	---

教育委員会関係の事務等に係る福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する 条例施行規則の一部を改正する規則案

1 改正の背景等

令和 3 年 6 月議会にて制定された「福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に関して、条例により事務所等において書面によって掲示することを規定しているものについて、従来の方法に加えて、インターネットを利用する方法により市民等の閲覧に供するために必要な事項を定め、市民の利便性向上を図るもの。

2 条例改正の概要

(1) 定義の追加

本条例の対象手続きに掲示及び公示通知を追加するもの。

(2) 自動公衆送信等による掲示の追加

書面等による掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供するものとする規定を追加するもの。

(3) 自動公衆送信等による公示通知の追加

公示の方法により通知することが規定されているものについて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供するとともに、書面を事務所の掲示場に掲示する方法、または事務所に設置した電子計算機、いわゆるコンピューターの映像面に表示したもので閲覧ができる状態に置く措置をとるための規定を追加するもの。

(4) その他の事項

規定の整備を行うもの。

3 施行期日

公布の日から施行する。

＜参考＞福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

令和3年6月24日

条例第54号

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めることにより、行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例及び規則等(市長その他の執行機関が定める規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程を含む。)及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。)並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定に基づき制定された福岡県の条例の規定により市が処理することとされた事務の根拠について規定する福岡県の条例並びに規則及び教育委員会規則をいう。
- (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関(議会を除く。)又はこれらに置かれる機関
 - イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立して権限を行使することを認められた職員
 - ウ 市の公の施設を管理する指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の

通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。

- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 掲示 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等を掲示することをいう。
- (11) 公示通知 条例等の規定に基づき市の機関等が公示の方法により通知をすることによって、当該通知が当該通知の相手方に到達したものとみなされるものをいう。
- (12) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等、作成等、掲示又は公示通知をいう。

(令和5条例44・一部改正)

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第10条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料及び手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料及び手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法

であって規則等で定めるものをもってすることができる。

- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(令和5条例44・一部改正)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(自動公衆送信等による掲示)

第7条 掲示については、当該掲示に関する他の条例等の規定にかかわらず、書面等を当該条例等の規定に規定する場所において掲示するとともに、規則等で定めるところにより、当該書面等に記載された情報を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次条第1項において同じ。)により公衆の閲覧に供するものとする。

(令和5条例44・追加)

(自動公衆送信等による公示通知)

第8条 公示通知については、当該公示通知に関する他の条例等の規定にかかわらず、当該条例等の規定において公示をすることが規定されている事項(以下この項において「公示事項」という。)を、規則等で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するとともに、次の各号に掲げる措置のいずれかをとることによって行うものとする。

(1) 公示事項が記載された書面を当該公示通知に関する他の条例等の規定に規定する事務所の掲示場に掲示する措置

(2) 公示事項を当該公示通知に関する他の条例等の規定に規定する事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置

2 前項の規定により行われた公示通知については、当該公示通知に関する他の条例等の規定により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該公示通知に関する条例等の規定を適用する。

(令和5条例44・追加)

(適用除外)

第9条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(令和5条例44・旧第7条繰下・一部改正)

(添付書面等の省略)

第10条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しない。

(令和5条例44・旧第8条繰下)

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第11条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(令和5条例44・旧第9条繰下)

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

(令和5条例44・旧第10条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年9月14日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

<参考>福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（市長部局）

令和3年8月30日

規則第104号

（趣旨）

第1条 この規則は、福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和3年福岡市条例第54号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 市長等に係る手続等を、条例第3条から第8条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

3 市長等に係る手続等(条例第3条から第8条までの規定の適用を受けるものを除く。)を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

（令和5規則94・一部改正）

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市長等 次に掲げるものをいう。

ア 市長又は市長に置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立して権限を行使することを認められた職員

ウ 市の公の施設を管理する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 申請等を行う者又は市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

（電子情報処理組織による手続等の告示）

第3条 市長は、市長等に係る手続等のうち、条例及びこの規則の規定により電子情

報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うものについて、あらかじめ、その根拠となる条例等の条項その他必要な事項を告示するものとする。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 条例第3条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、市長等が別に定めるところにより、当該市長等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他市長等が必要と認める事項を、申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)であって、次の各号のいずれかに掲げるものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長等が別に定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講じるときは、この限りでない。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書をいう。)
- (3) 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が別に定める電子証明書

3 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の利用、申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信する措置又は前項ただし書に規定する措置をいう。

4 同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せて必要とするものを含む。)について、第1項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、他の同一内容の書面等に記載するべ

き又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

5 市長等は、第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、当該書面等の提出を省略させることができる。

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 条例第3条第5項に規定する規則で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第4条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第9条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市長等が別に定めるところにより、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置又は市長等が別に定める方法により当該処分通知等を行った市長等を確認するための措置をいう。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 第8条に規定する電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等が別に定めるところによる届出

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が別に定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 条例第4条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第12条 市長等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該縦覧等に係る事項をインターネットを利用する方法、当該市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第13条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を当該市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付する措置又は市長等が別に定める方法により当該作成等を行った市長等を確認するための措置をいう。

(掲示又は公示通知に係る自動公衆送信による公衆の閲覧)

第14条 市長等は、条例第7条又は第8条第1項の規定に基づき、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するときは、福岡市ホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

(令和5規則94・追加)

(適用除外)

第15条 条例第9条第1号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる手続等とする。

(1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると市長が認める手続等

(2) 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事務所に備え付ける必要があると市長が認める手続等

(3) 前2号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと市長が認める手続等

(令和5規則94・旧第14条繰下・一部改正)

(添付書面等の省略)

第16条 条例第10条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条に規定するもののほか、市長等が別に定めるものとする。

(令和5規則94・旧第15条繰下・一部改正)

(規定外の事項)

第17条 この規則に定めるもののほか、市長等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、市長が別に定める。

(令和5規則94・旧第16条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年9月14日規則第94号)

この規則は、公布の日から施行する。